

# 誓 約 書

平成 年 月 日

(あて先)川 口 市 長

住所

申請者

印

氏名

◎物件の所在

◎物件の名称

- 1 当該建築物を建築する場所は、都市計画法に規定する準工業地域の特別工業地区(埼玉県特別工業地区建築制限の緩和に関する条例第2条の規定により金属の溶融又は精錬を営む工場を建築することができる地区)であって、粉じん、騒音等が発生しやすい場所であることを十分に認識し、近隣工場の生産活動を阻害することのないよう特に配慮いたします。
- 2 当該建築物の建築主、分譲を受ける者又は当該物件に入居する者(以下「入居者」という)等の各権利者に対して、上記事項を周知、徹底させるため、分譲案内書、入居案内書、広告物その他これに類するもの(以下「案内書等」という)の見やすい箇所に『この地区は、都市計画法に規定する準工業地域の特別工業地区(金属の溶融又は精錬を営む工場を建築することができる地区)であって、粉じん、騒音等が発生しやすい場所である。』ことを明記するとともに、当該案内書を1部、川口市に提出いたします。
- 3 当該建築物が分譲若しくは賃貸物件の場合は、物件売買契約書又は建物賃貸契約書中に『入居者は本物件が準工業地域の特別工業地区内にあること及び現状の環境の実態をあらかじめ十分周知して入居するものであるから、現存する周辺の工場に対しては、その運営、操業に協力的であるものとする。なお、将来入居者が当該物件を第三者に譲渡する場合においても、当該義務を継承せしめるものとする。』旨の趣旨を明記し、当該契約書の写しを川口市に提出いたします。  
また、これによりがたい場合は、同様の趣旨を明記した念書を入居者から提出させ、その写しを川口市に提出いたします。
- 4 この誓約書に違反する行為があったときは、川口市がその事実を公表しても、一切異議を申し立ていたしません。

上記を、書面をもって誓約いたします。